

## 財政安定化基金の概要について



## 財政安定化基金の概要(案)

- 1 設置目的及び内容  
広域連合の後期高齢者医療制度財政の安定化を図り、その一般会計からの繰入を回避できるよう、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の貸付・交付を行うために、各都道府県に財政安定化基金を設置する。
- 2 財政安定化基金の交付・貸付について
  - (1) 貸付事業(法第116条第1項第2号)  
財政運営期間(一財政運営期間は2年)の各年度を単位として、保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による当該財政不足額について、財政安定化基金から無利子貸付を行い、その額は当該各年度における単年度基金事業対象費用額から単年度基金事業対象収入額を控除した額の見込みに1.1を乗じた額を限度として貸付を行う。  
なお、財政運営期間の最終年度においては基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除した見込額から基金事業交付金及び基金事業借入金を控除した額に1.1を乗じた額を限度とする。  
貸付金は、次期財政運営期間で償還することとし、当該財政運営期間の保険料率を算定する際、償還の費用を保険料収納必要額に算入するものとする。
  - (2) 交付事業(法第116条第1項第1号)  
財政運営期間を通して、保険料収納率の悪化により、①保険料不足と②財政不足が見込まれる場合において、原則、未納分の1/2を財政安定化基金から資金の交付を行う。  
交付は財政運営期間の最終年度とし、その額は広域連合に属する市町村ごとに予定保険料収納額から実績保険料収入額を控除した額の見込額(※)の合計額(当該額が基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除した額が超えるときは、基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除した額の見込額とする。)の1/2に相当する額とする。
    - ・ 市町村ごとに実績保険料収入額と保険料収納下限額を比較し、実績保険料収入額が保険料収納下限額を下回る市町村においては、予定保険料収入下限額から保険料収入下限額を控除した額の見込額により交付等を行う。
    - ・ 収納率を不当に過大に見込んだ場合や給付費を不当に過小に見込んだ場合は、貸付金を減額又は貸付しないことができる。
    - ・ 収納率を不当に過大に見込んだ場合は、交付金を減額又は交付しないことができる。

(参 考)

(償還期間については算定政令で、「次期財政運営期間において保険料が著しく高くなると見込まれる広域連合について、都道府県が適当と認められた場合において償還期限を4年間(22年度から25年度)、更に、4年間としても22年度、23年度の保険料が著しく高くなる見込まれる場合において、都道府県が適当と認められた場合においては6年間(22年度から27年度)とする。」を予定。)

3 財源及び負担割合  
財政安定化基金の財源は、国・都道府県・広域連合が1/3ずつ負担する。

4 拠出金算定等  
法施行時における当該基金への拠出期間は平成20年度から平成23年度までの4年間を予定している。また、財政規模は全国で約2,000億円と推計している。

(1) 広域連合の財政安定化基金拠出金の算定方法(算定政省令)

$$\left\{ \left[ \begin{array}{l} \text{一 財政運営期間(2年間)} \\ \text{における各広域連合の} \\ \text{標準給付費の見込額の} \\ \text{総額} \end{array} \right] \times \text{拠出率} - \left[ \begin{array}{l} \text{当該財政運営} \\ \text{期間中の予定} \\ \text{基金運用収益} \end{array} \right] \right\}$$

また、平成24年度以降については、前財政運営期間における貸付・交付額及び給付見込を踏まえ、2年ごとに拠出率の見直しをする。

なお、都道府県は示された拠出率を標準に条例で割合を定めることとなる。

(2) 都道府県の財政安定化基金への繰入金  
都道府県は、広域連合からの拠出金の3倍の額を繰り入れる。  
(広域連合からの拠出金を含む)

(3) 国の負担金(財政安定化基金負担金)  
国は、都道府県が財政安定化基金へ繰り入れた額の1/3を負担する。

5 積立額  
財政運営期間において、国・都道府県・広域連合が負担する額  
初年度 1/2以上の額  
2年度目 残りの額  
を基準とし、法施行時においては積立期間を20年度から23年度までの4年間とする。(算定政令)

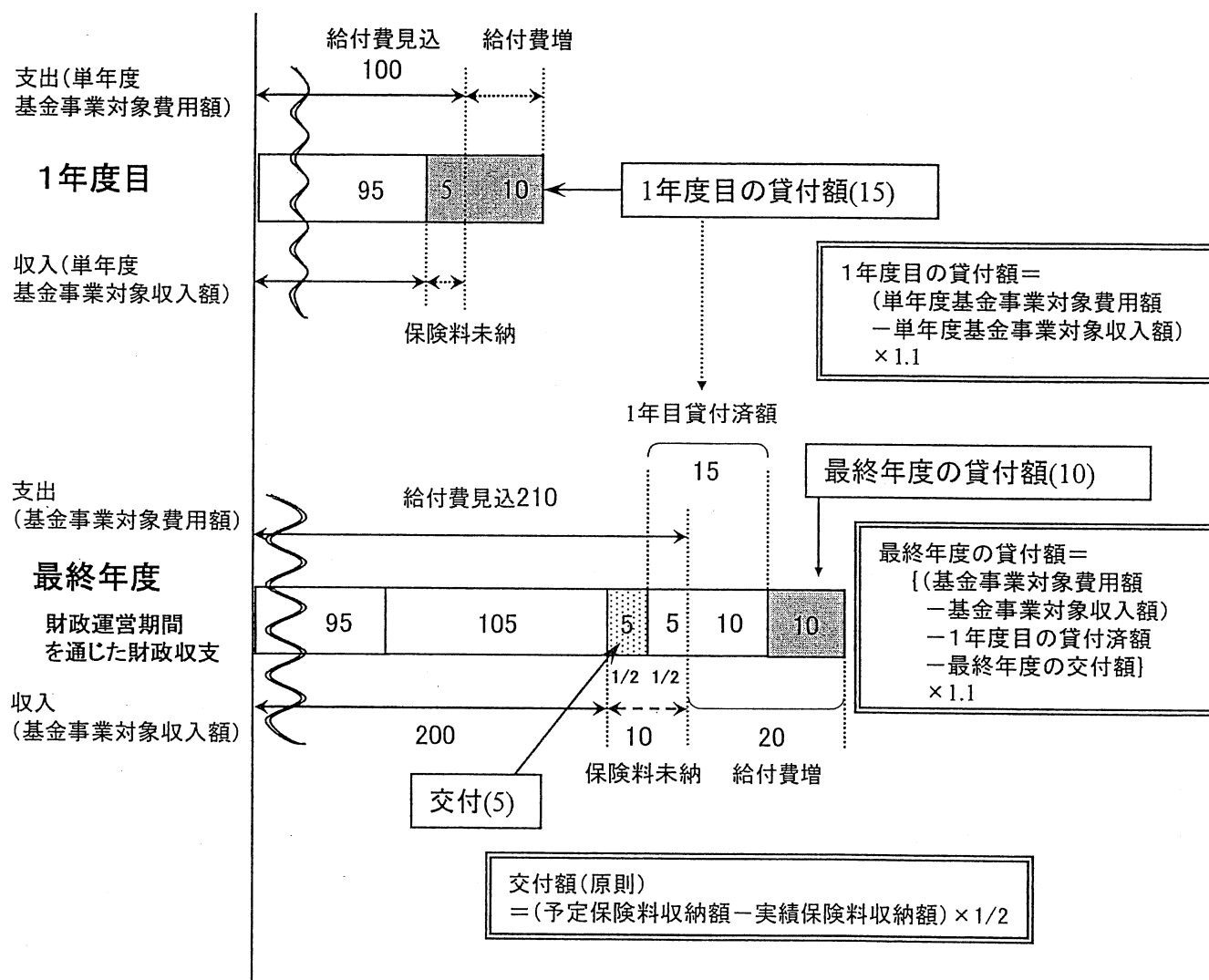
(案) 初年度は1/4に相当する額以上の額とし、初年度及び次年度は2/4に相当する額以上の額とし、前2年度及び次々年度は3/4に相当する額以上の額とする。

- 6 事務スケジュール(案) 財政安定化基金 拠出事務の流れ(案)」  
別紙参照「後期高齢者医療 平成19年度中  
条例公布 平成20年度中  
基金積立 平成20年度中

## 財政安定化基金の貸付・交付の概要

各都道府県に財政安定化基金を設置し、給付費の見込み違い、保険料未納により財政不足に対する資金の貸付等を実施(財源 国:都道府県:市町村[1号保険料]=1:1:1)

- ・貸付:見込を上回る給付費増又は見込を上回る保険料未納が生じたことによる財政不足額を毎年度貸付。貸付額の見込違いに備えて、10%の範囲内で増額可能とする。
- ・交付:見込を上回る保険料未納が生じたことによる財政不足額の半分を財政運営期間の最終年度に交付。

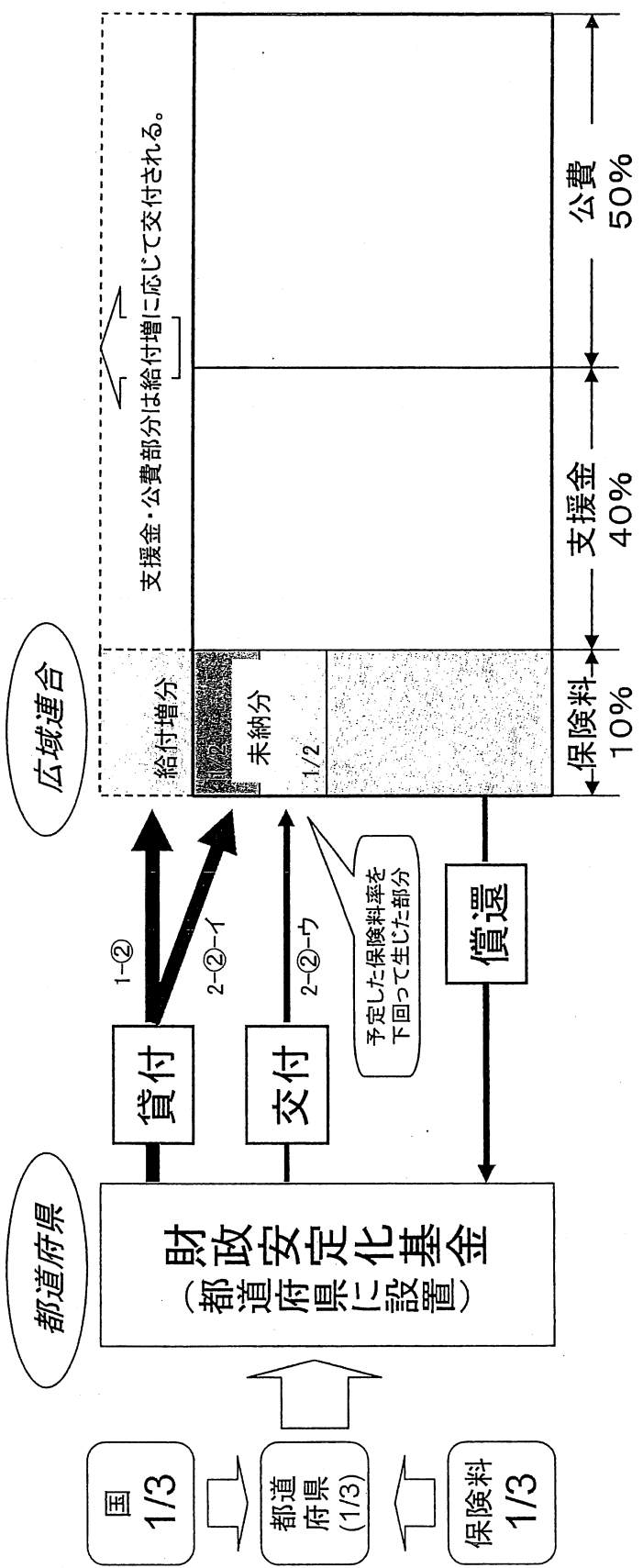


- 貸付額は、次の財政運営期間の最終年度の末日までに、無利子で償還。
- 保険料未納に対する交付・貸付は、通常期待できる徴収努力は行うことが適当という趣旨から、その収納状況が一定程度に満たない場合には、当該満たない部分は交付等の対象としない。
- 市町村が意図的に給付費を少なく見積もり保険料率を低く設定したことによって財政不足が生じた場合等、財政不足を生じたことに市町村にも相当の責任がある場合には、都道府県は交付・貸付額の減額等が可能。

# 財政安定化基金のフロー図

<参考>

○広域連合の保険財政の安定化を図るため、保険料未納や給付費の見込み誤りによる財政不足等について、都道府県が設置する財政安定化基金から資金の交付・貸付を行う。



**1. 給付増リスク**

① 給付費のうち9割は、公費と後期高齢者医療支援金により賄うこととしており、保険料収入で対応すべき部分は1割のみ。  
 ② さらに見込み以上の給付増について、都道府県に設置された財政安定化基金により貸付。

**2. 保険料徴収リスク**

① 給付費のうち9割は、公費と後期高齢者支援金により賄うこととしており、保険料収入で対応すべき部分は1割のみ。  
 ② 1割部分についても、  
 ア 年金天引きを導入することなどにより、平均的にも高い収納率が確保される見込みであるほか、  
 イ 未納リスクについては、都道府県に設置された財政安定化基金により貸付を行うとともに、  
 ウ 予定した保険料率を下回った場合には、未納分の半額を財政安定化基金から交付することとしている。

財政安定化基金の交付・貸付等による財源の動き(イメージ図)

※ 事業規模は2,000億円と推計している。

- ① 基金への拠出は財政運営期間毎を基本とし、制度施行時のみ4年間(2財政運営期間)とする。
- ② 1財政運営期間で借り入れた金額を、次期財政運営期間(2年間)の最終年度の末日までに償還する。
- ③ 交付は財政運営期間の最終年度とする。

(単位:億円)

	初回 積立期間		2財政運営期間		3財政運営期間		4財政運営期間		5財政運営期間	
	20'	21'	22'	23'	24'	25'	26'	27'	28'	29'
拠出額	500	500	500	500	350	350	500	500	0	0
償還額	0	0	200	200	600	600	400	400	500	500
当該年度の原資	500	800	1,100	1,300	1,050	1,700	1,900	2,500	2,250	2,200
交付額	—	200	—	500	—	400	—	500	—	800
貸付額	200	200	500	700	300	500	500	500	800	800
期末基金残高	300	400	600	100	750	800	1,400	1,500	1,450	600
事業規模	500	1,000	1,500	2,000	2,000	2,000	2,500	3,000	3,000	3,000
基金原資	500	800	1,300	1,300	1,650	1,600	2,300	2,500	2,750	2,200

拠出率の見直し	
3積立期間	400
4積立期間	500

拠出率の見直し	
3財政運営期間	300
4財政運営期間	500

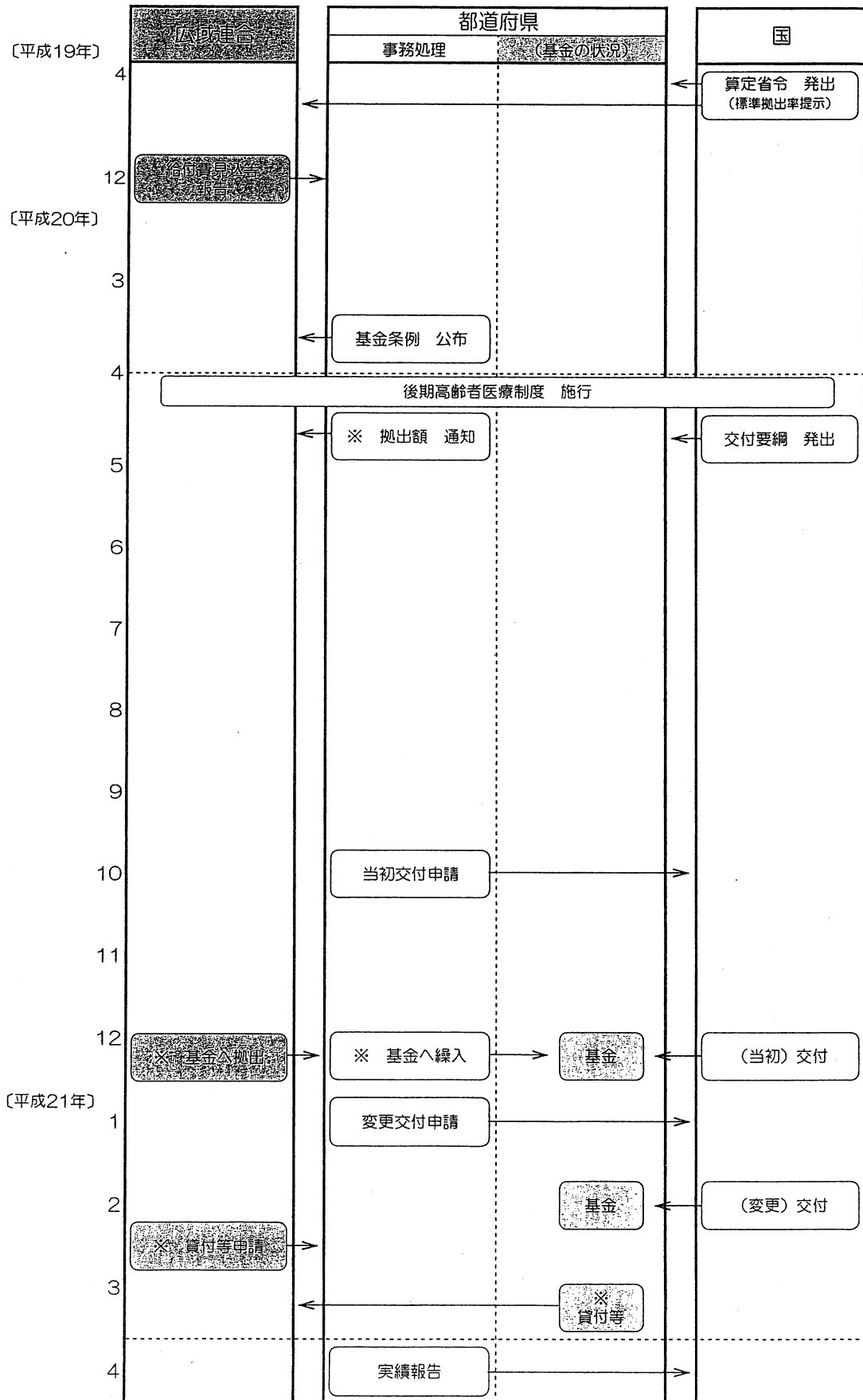
拠出率の見直し	
2積立期間	300
3積立期間	500

拠出率の見直し	
2財政運営期間	300
3財政運営期間	500



○後期高齢者医療制度 財政安定化基金 拠出事務の流れ（20年度）



※ 各広域連合からの拠出時期、貸付申請等の期限・様式等は各都道府県の条例、施行規則にて規定

